

令和8年度動画配信による運転者教育実施要領

東ト協業交発第319号

令和8年4月1日

1. 目的

本要領は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の「第一章 一般的な指導及び監督の指針」の「2 指導及び監督の内容」に規定されるいわゆる「法定12項目の運転者教育」について、会員事業者に対して運転者が視聴する教育動画を配信し、事業用トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を運転者に効果的に習得させるための受講方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2. 受講対象者

東京都内の会員事業所に所属する事業用トラック運転者（以下「運転者」という。）

3. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託業者（動画等の制作及び配信）

株式会社ディ・クリエイト（以下「委託業者」という。）

5. 教育項目

- (1) 貨物の正しい積載方法（令和8年4月配信）
- (2) 過積載の危険性（令和8年5月配信）
- (3) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項（令和8年6月配信）
- (4) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況（令和8年7月配信）
- (5) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法（令和8年8月配信）
- (6) 運転者の適性に応じた安全運転（令和8年9月配信）
- (7) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法（令和8年10月配信）
- (8) 健康管理の重要性（令和8年11月配信）
- (9) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法（令和8年12月配信）
- (10) 事業用自動車を運転する場合の心構え（令和9年1月配信）
- (11) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（令和9年2月配信）
- (12) 事業用自動車の構造上の特性（令和9年3月配信）

6. 配信教材

- (1) 第5項で掲げた教育項目に係る動画及び試問
- (2) 交通安全等その時節に応じた教育動画

- (3) 運転者の健康管理に関する教育動画
- (4) 運転者周知用のポスター

7. 受講申込

- (1) 受講料等受講に係る費用の会員事業者の負担はない（インターネットの利用環境の整備、試問用紙の出力等に要する環境整備や費用は、会員事業者が負担するものとする）。
- (2) 受講申込は、会員事業者が、東ト協ホームページに設けられた委託業者への受講申込専用フォームに、名称、受講者数、URL 送信先その他受講に必要な事項を入力の上、行う。委託業者は、会員事業者が申込後、3営業日以内に動画視聴用 URL、試問用 URL 及びポスターの各データを会員事業者へ返信する。
- (3) 入力情報を変更する場合又は受講を終了する場合は、会員事業者が、東ト協ホームページに設けられた委託業者への専用フォームに必要な事項を入力の上、行う。
- (4) 委託業者は、受講する会員事業者について受講を継続させたい事実が認められた場合は、当協会に協議の上、当該会員事業者の受講を終了させることができる。

8. 受講手順

- (1) 委託業者は、動画教材配信月の前月最終営業日までに、会員事業者へ動画視聴用 URL、試問用 URL 及びポスターの各データを送信する。
- (2) 委託業者は、会員事業者へ当該月の1日に動画及び試問を配信する。動画については、当該月の1日より視聴可能とするものとし、ポスターについては、前月の最終営業日までに印刷可能な状態で配信するものとする。
- (3) 会員事業者は、事業所にポスターを掲示するなど運転者へ動画の視聴を周知するとともに、出力した試問の用紙を運転者に交付する。
- (4) 運転者は、PC 又はスマートフォンにより、動画視聴用 URL から動画を視聴するとともに、視聴後は、交付された試問の用紙に解答し、会員事業者へ提出する。なお、動画は、配信月を含む4か月間の視聴を可能とし、ダウンロード機能は有しない。
- (5) 本教育教材には、システムによる進捗確認や受講記録を作成する機能がない。そのため、会員事業者は、運転者から提出された回答済みの試問用紙により教育結果を確認するとともに、これを3年間保管し、教育記録簿として使用する。
- (6) 会員事業者は、第2項に定める受講対象者以外の者に動画及び試問を使用させてはならない。